			NO. 9 -
	テ -	マ・項目	震災に強い人や地域づくりを進める 県民の備え
		主語	文案
			倶民の備え)
	骨子案	県民	県民は、地震発生時に自らの安全を確保するため、知識の習得に努めるとともに、次の備えをするよう努めなければいけません。 ・既存建築物の耐震性の確保や建築物の耐震性の維持のための点検や補修・危険工作物等の点検や改修、転倒等危険物の転倒等の防止・消火器等の初期消火に必要な用具の設置と管理・非常持ち出し品の準備・食料、飲料水、医薬品等の備蓄品の確保・緊急避難場所と避難所の位置、避難路、避難方法、家族間の連絡方法等の確認・その他自らの安全を確保するために必要となる備え
骨子案内容			自らの生命、身体、財産を守るために備えをしている人は、4県地震・津波県民意 識調査によるど次のとおり低く、その危険性の認識と自ら改善する意識が必要で す。
	解説案	課題	・木造住宅の専門家による診断の実施率4.7% ・プロック塀、石塀、門柱などがある住宅は59.5%、うち安全性を点検していないのは93.4% ・家具固定を、全くしていないのは71.1%、一部のみ固定しているのは17.6% ・ガラスへの飛散防止対策率1.4%のみ ・消火器の設置率32.4% ・非常持ち出し品の準備率35.7%、ただし津波浸水予想区域では18.6% ・食料品の備え率27.6%、飲料水の備え率33.9%(津波浸水予想区域で、家族が3日間食べていける水・食料が常にある率は17.9%) ・救急医薬品や常備薬の保持率21.2%
		2.100	・避難場所の確認率38.3%、ただし津波浸水予想区域では52.1% ・家族間の連絡方法等の確認13.0%(津波浸水予想区域で12.9%)、待ち合わせ場 所の決定12.1%(津波浸水予想区域で14.7%) - 県民の自らの備え
		対策	SKEWON III SON IIII NE
	施行	ī日	公布日 その他の日 ()
関連事項	規則の要否		要 不要 (生な規定事項)
	項目の出所等		意見提出用紙 (県民W 5 (検討会意見 (シー HNO.11、24、28、34ほか) ・過去の地震からの教訓 (地域防災計画 ・地域目標 ・ その他
討			
会での	主な意見		
協議内容	協請	養結果	原案OK 修正 他の対策に変更 テ - マからはずす 追加
備考	<u>-</u>		
作成	戈履 图	<u></u>	作成日 修正日 確定日
			FEAL H

			NO. 9 -
	テ -	マ・項目	震災に強い人や地域づくりを進める 事業者の備え
		主語	文案
			事業者の備え)
	币	事業者	事業者は、地震発生時に事業所内の人の安全の確保と事業の継続を行うため、次の備えをするよう努めなければいけません。 既存建築物の耐震性の確保や建築物の耐震性の維持のための点検や改修 ・危険工作物等の点検や改修、転倒等危険物の転倒等の防止 ・消火器等の初期消火に必要な用具の設置と管理 ・食料、飲料水、医薬品等の備蓄品の確保と応急的な措置に必要な資機材等の整
骨子	骨子案		備 ・事業所の地震防災に関する体制整備、啓発、研修、訓練等の実施・事業継続計画の作成・その他事業所内の人の安全の確保と事業の継続を行うために必要となる備え
子案内容		ıı	事業者は、地域の自主防災組織等が実施する防災訓練その他の地震防災の活動と連携するよう努めるものとします。
			平成17年度に従業員50名以上の製造業131社を対象として行ったアンケ・ Hこよ
	解説	課題	ると、防災に対する取組を公表している企業の割合は8.8%、業務継続計画を作成している割合は7.5%でした。他の産業分野においても、日頃から危険物を取り扱っているため安全に関する規程を作成するなど法令で義務づけられている業種を除き、事業者の地震対策への取組が活発にされている訳ではないものと推測される。
	案		事業所の地震対策の推進
		対策	
	施行日		公布日 そ の他の日 ()
関連事	規則の要否		(主な規定事項) 要 不要 (主な規定事項)
項	項目の出所等		意見提出用紙・県民WS (検討会意見 (シー HNO.39ほか) ・過去の地震からの教訓・地域防災計画・地域目標・その他
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果		原案OK 修正 他の対策に変更 テ - マからはずす 追加
備考			
			作成日
作成履歴			<u>修正日</u> 確定日

			NO. 9 -
	テ -	マ・項目	震災に強い人や地域づくりを進める 自主防災組織の活動の推進
		主語	文案
			(自主防災組織の活動の推進)
		県民	県民は、その居住する地域において自主防災組織を結成し、積極的に活動に参加するよう努めなければいけません。
		自主防災組 織	自主防災組織は、地震発生時に地域の住民の安全を確保するため、市町村等と連携して、あらかじめ次の活動をするよう努めなければいけません。 防災知識の普及
			発生の予想される被害、危険箇所、避難場所、避難路等の把握、防災マップの作成、地域の居住者等へのこれらの情報の周知 防災訓練の実施
			・地震防災用の資機材等の整備と点検 ・救助活動のための技能の取得
			・災害時要援護者の把握と避難のための仕組みづくり ・転倒等危険物の転倒等防止対策の推進 ・その他被害の軽減のための活動
骨子案内容	骨子案	"	 自主防災組織は、地震が発生したときは、市町村等と連携して、次の活動を行うよう努めなければいけません。 情報の収集と伝達
			・居住者等の避難誘導活動 ・出火の防止と初期消火 ・負傷者等の救助活動
			安否確認 - 炊き出し等の給食給水活動 - 災害危険箇所の把握
			その他必要な活動
		"	自主防災組織は、活動を活性化するため、他の自主防災組織、地域の学校、事業所その他の地域の活動団体と連携に努めるものとします。
		県	県は、市町村と連携して、自主防災組織の設立や活動に必要な支援をするとともに、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成に努めます。
	解説案		南海地震が発生した時は、公的機関も被災し被災地全域に救助活動が行き渡らないことが予想されるため、地域での助け合いが必要になってきます。災害対策基本法においても、住民の責務として、自ら災害に備えるための手段を講ずるととも
		課題	に、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与することが規定されています。 高知県での自主防災組織の組織率は40.6% (平成18年4月1日)と全国平均 66.9%と比較しても低く組織率のアップと自主防災組織活動の活性化が課題で す。
			^{9 °} 自主防災組織の活動の推進 (地域防災計画 (一)2 - 2 - 3)
		}	
		対策	
	施行	<u></u> 5日	<u>公布</u> 日 その他の日 ()
I			

関連事項	規則の要否	要 不要 (生な規定事項)
項	項目の出所等	意見提出用紙・県民WS・検討会意見 (シー HNO.37ほか) で過去の地震からの教訓・地域防災計画・地域目標・その他
検討会での	主な意見	
協議内容	協議結果	京案OK 修正 他の対策に変更 テ - マからはずす 追加
備考	<u>*</u>	南海地震条例関連施策整理票No.22
作成	戈履歴	作成日 修正日 確定日

		l NO. 9 -
テ -	マ・項目	震災に強い人や地域づくりを進める 災害時要援護者への啓発と支援/災害時要援護者の情報の把握と管理 ほか
	主語	
		災害時要援護者への啓発と支援)
	県	県は、災害時要援護者の生命の安全や被災後の生活が守られるよう 市町村等 と連携して、災害時要援護者や家族があらかじめ取り組むべき備えや地震時に取る べき行動などに関する啓発を行うとともに、災害時要援護者を地域で支え合う仕組 みづくりの促進に努めます。
	自主防災組 織等	自主防災組織等は、地震が発生したときは、災害時要援護者の避難誘導や救助、安否確認、生活支援など(以下 災害時要援護者支援」といいます。)を行うよう努めるものとします。
	県	県は、地震が発生したときは、防災関係機関等と連携して、災害時要援護者が必要とする情報を提供するとともに、災害時要援護者の生活面に配慮し、応急活動や 復旧活動の実施に努めます。
		災害時要援護者の情報の把握と管理)
	自主防災組 織等	自主防災組織等は、地震発生時に災害時要援護者支援が行うことができるよう 日頃から地域の災害時要援護者の把握に努めるものとします。
杀	災害時要援 護者	災害時要援護者は、日頃から地域の自主防災活動等に参加するとともに、自主防災組織等にあらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとします。
	災害時要援 護者の情報 を提供され たもの	災害時要援護者の情報を提供されたものは、提供された情報を適切に管理し、提供された目的以外に利用してはいけません。
	社会福祉施 設等の設置 者	社会福祉施設における利用者の安全確保) 社会福祉施設の設置者は、地震発生時に利用者の避難誘導や応急復旧を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、利用者の特性を踏まえて地震に対する施設内の安全を確保するとともに、避難誘導や応急復旧活動に係るマニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練、地震発生後早期にサービスを再開するために必要な対策を行うよう努めなければいけません。

	解説案	課題	突然の大規模災害では、移動・判断 情報の受発信などに支援を要する者 (障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人など)が被害にあいやすい傾向にあります。高知県内で市町村や県など行政機関が把握している災害時要援護者と思われる対象者は14万人ほどいます。ただし、これらの数字は、それぞれ台帳に登録されている人の数であり、地域で暮らす対象者数は、さらに多いと推定されます。このため災害時要援護者、平時支援している者、社会福祉施設等の事業者、支える地域がそれぞれの立場で、南海地震への備えを行ってお〈必要があります。県は、災害時要援護者の利用する公共施設の耐震補強、専門的な応急救助活動や被災者支援をするための体制整備を行う。例条にて記載)ほか、災害時要援護者の支援の仕方に対する情報や学習の機会を提供しています。災害時要援護者は、被害に遭わないための事前の備え、被災した場合も支援を継続して受けられるような取り決め等を行う必要があります。災害時要援護者と地域とは、災害時要援護者を地域で支え合う仕組みを平時から構築してお〈必要があります。それが、防災ネッドフ・クとなります。事業者のうち災害時要援護者に係る社会福祉施設では、施設の耐震補強、地震対策に係る組織づくりはもとより、利用者の避難誘導体制と早期再開が不可欠です。 地域防災計画(震)2 - 2 - 11 災害時要援護者の支え合いの仕組み (ネッドワーク)づくり 災害時要援護者の方え合いの仕組み (ネッドワーク)づくり 災害時要援護者の支え合いの仕組み (ネッドワーク)づくり 災害時要援護者からの情報提供と適切な管理 社会福祉施設の設置者への利用者避難誘導体制と早期再開のための体制の整備の義務づけ
			<u></u> 公布 分 そ の他の日 ()
関	規則の要否		(生な規定事項) 要 不要
項	項目の出所等		意見提出用紙(県民W)・検討会意見 (シー HNO.30) ぐ過去の地震からの教訓 地域防災計画・地域目標
検討会でのは	主な	這 見	
協議内容	協諄	養結果	原案OK 修正 他の対策に変更 テ - マからはずす 追加
			災害時要援護者から情報を提供された者の情報管理の指針が必要。 南海地震条例関連施策整理票No.18参照
作成履歴			作成日 修正日 確定日

			NO. 9 -
	テ - マ 項目		震災に強い人や地域づくりを進める 防災教育の推進
	骨子案	<u>主語</u> 県	文案 (防災教育の推進) 県は、幼児、児童、生徒、学生が地震防災に関する理解を深め、地震発生時において自らの安全を確保できるよう、学校(学校教育法第 1条)や保育所(児童福祉法第 7条)において防災教育が推進されるための支援に努めます。
骨子案内容	解説案	課題	南海地震で被害を少なくするには、事前の主体的な備えとともに、地震発生時、その場の状況に応じた判断ができ行動できる人づくりが大切です。特に南海地震を経験する可能性の高い子どもたちには、幼児期の子どもから 自分の命は自分で守る』ことができるような、そして、年齢が上がるにつれ、周りの人々にも気を配ることができる 心 〕が育つような防災教育が必要です。100年から150年周期で起きる南海地震は、家庭における世代間の伝承が難しく学校や保育所における防災教育の意味が重要になってきます。学校現場や保育所で防災教育に取り組むためには、発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究 開発、教職員への研修等を継続して行っていく必要があります。
		対策	防災教育の推進(地域防災計画(震)5 - 3 - 1 学校・地域での防災教育)
	施行		公布 日 その他の日 ()
事	規則の要否		要 不要 (生な規定事項)
項	項目の出所等		意見提出用紙 (県民W) (検討会意見 (シー HNO.38)・過去の地震からの教訓 地域防災計画・地域目標 ・ その他
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果		原案OK 修正 他の対策に変更 テ - マからはずす 追加
備考			南海地震条例関連施策整理票No.23
作成履歴			作成日 修正日 確定日

			NO.9 -
	テ -	マ・項目	震災に強い人や地域づくりを進める
		主語	文案
	骨		倶 の広報や情報の提供)
		県	県は、県民、事業者等の防災知識の普及と防災活動の推進を図るため、防災関係機関等と連携して、地震防災に関する広報活動の実施に努めます。
骨って		"	県は、県民、事業者等が地震に対する備えや地震発生時の迅速かつ適切な行動が行えるよう、国、市町村等と連携して、あらかじめ揺れ、津波、火災、液状化、土砂災害、地盤沈下等に関する情報の提供に努めます。
骨子案内	子案		(人材の育成や活用)
容		"	県は、市町村等と連携して、地域や事業所における地震防災に係る活動に適切な 助言や指導ができる人材の育成や活用に努めます。
	加士	課題	・県は、自ら実施する取組や県民意識を高めるための広報を様々な媒体を活用
	説宏	対策	県の広報活動 (地域防災計画 震)2 - 1 - 2 - 3 防災に関する広報の実施)
大	施行		公布日・その他の日(
埋		<u> </u>	要・不要 住な規定事項)
連事項		の出所等	意見提出用紙 《県民W》・検討会意見 (シー HNO.29)・過去の地震からの教訓
ムでのな	主な意見		
	協議結果		原案OK 修正 他の対策に変更・テ・マからはずす・追加
備考			液状化エリア、地震動による土砂災害危険箇所(降雨による危険箇所とは異なる
			作成日
作点	戈履 图	陸	修正日
			確定日

			NO. 9 -
骨子案内	テ -	マ・項目	震災に強い人や地域づくりを進める 南海地震対策推進週間
		主語	文案
	骨子案		(南海地震対策推進週間) 県民、事業者等の南海地震対策への意識を高め、備えの一層の充実が図られる
		県、県民、事 業者等	よう 地震対策推進週間を設けます。 南海地震対策推進週間は8月30日から9月5日までとし、この週間に県、県民、事業者等は、自らの南海地震への備えの点検と充実を図り、必要な訓練を行うよう努めるものとします。
		県	県は、防災関係機関等と連携して、南海地震対策推進週間における県民、事業者等の取組が実施されるよう支援します。
容			
П	解説案	課題	4県共同地震・津波県民意識調査の結果からも、県民、事業者等における南海地震への危機感は全体的に高いとは言えず、具体的備えを行っている率も低い状況です。南海地震への備えや訓練が、県民運動として広がり、生活、仕事、教育の中で取り組まれ、習慣となるためには、ゆんなで一斉に行おう」という動機付けが行われる仕組みが必要です。 自主防災組織の一斉訓練日は、平成17年以降、9月の第一日曜日として各市町村等と申し合わせて推進してきましたが、県民への周知がまだまだ十分とはいえない状況です。
			南海地震対策推進週間の設置
		対策	
	施行日		公布日 その他の日 ()
関連事項	規則の要否		要・不要 (生な規定事項)
項	項目の出所等		意見提出用紙 ・ 長民W3 ・検討会意見 (シー HNO.37、40)・過去の地震からの教訓・地域防災計画・地域目標・ その他
検討会での	主な意見		
協議内容	協議結果		原案OK 修正 他の対策に変更 テ - マからはずす 追加
備考			
			作成日
作成	複	陸	修正日
			確定日